

政令第二百二十五号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第三十九条の二」に改める。

第四条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とする。

第十八条の見出し中「サイバーセキュリティ・情報化審議官」の下に「医薬産業振興・医療情報審議官」を加え、同条第一項中「サイバーセキュリティ・情報化審議官一人」の下に「医薬産業振興・医療情報審議官一人」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 医薬産業振興・医療情報審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する重要事項のうち医薬産業の振興（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品に関する産業の振興）

興（これらの製品の研究及び開発を含む。）をいう。第三十八条第一号において同じ。）、「保健医療に係る情報化及び医療技術の評価に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第二十六条第六号中「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「厚生労働省の所管する国立研究開発法人」に改め、同条に次の一号を加える。

七 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三條の二に規定する国立高度専門医療研究センターの職員に貸与する宿舍に関すること。

第三十一条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「八課」の下に「及び参事官一人」を加え、「経済課」を「医薬産業振興・医療情報企画課」に、「研究開発振興課」を「研究開発政策課」に改める。

第三十八条（見出しを含む。）中「経済課」を「医薬産業振興・医療情報企画課」に改め、同条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同条第二号中「研究開発振興課」を「研究開発政策課」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号中「研究開発振興課」を「研究開発政策課」に改め、同号を同条第四号とし、同条に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

- 一 医薬産業の振興に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 保健医療に関する情報の保護及び利用並びに保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。
- 三 医療技術の評価に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

第三十九条（見出しを含む。）中「研究開発振興課」を「研究開発政策課」に改め、同条第一号中「医薬・生活衛生局」の下に「及び参事官」を加え、同条第二号中「及び他課」を「並びに他課及び参事官」に改め、同条第六号から第九号までを削り、第一章第二節第三款第二目中同条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第三十九条の二 参事官は、命を受けて第一号に掲げる事務を分掌し、並びに第二号及び第三号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 医薬品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品のうち特に重要なものの研究及び開発の支援に関すること。

二 保健医療に関する情報の保護及び利用並びに保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三 医療技術の評価に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

第四十条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「五課」の下に「及び参事官一人」を加える。

第四十二条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とする。

第四十四条第一号中「健康課」を「参事官」に改める。

第四十六条から第四十八条までを次のように改める。

（参事官の職務）

第四十六条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 予防接種の実施に関すること。

二 生物学的製剤（ワクチンに限る。）の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

第四十七条及び第四十八条 削除

第六百六十二条中「(平成十一年法律第百三十三号)」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年六月二十八日から施行する。

(厚生年金保険法施行令及び国民年金法施行令の一部改正)

第二条 次に掲げる政令の規定中「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

一 厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)第三条の十六第一号

二 国民年金法施行令(昭和三十四年政令第百八十四号)第六条の四の二第一号

(厚生科学審議会令の一部改正)

第三条 厚生科学審議会令(平成十二年政令第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「健康課」を「参事官」に改める。

(疾病・障害認定審査会令の一部改正)

第四条 疾病・障害認定審査会令(平成十二年政令第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「健康課及び結核感染症課」を「結核感染症課及び参事官」に改める。

(厚生労働省国立研究開発法人審議会令の一部改正)

第五条 厚生労働省国立研究開発法人審議会令(平成二十七年政令第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「。第八条において「通則法」という。」を削る。

第八条中「総括し、及び」を削り、同条ただし書を削る。